



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

10

OCTOBER

2025

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・19歳以上23歳未満の方の
被扶養者認定における年間収入要件が変わります … 2
- ・従業員が65歳に到達したときの
被扶養配偶者(第3号被保険者)の手続き … 2
- ・年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます … 3
- ・年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です … 3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・協会けんぽ2024(令和6)年度決算のお知らせ …… 4
- ・令和6年度における協会けんぽ千葉支部の主な取組 … 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・冬山の家 ホワイトハウスマスエンのご案内 …… 6
- ・令和7年度「事務講習会」開催のお知らせ …… 7- 8
- ・会員情報提供のお願い …… 9

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたところです。これを踏まえ、**被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。**

認定対象者の収入要件

認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満（※）である場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

<現行>

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※ 扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定する予定です。

上記取り扱いは、扶養認定日が令和7年10月1日の方が対象となる予定のため、詳細は裏面下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き

65歳に到達した従業員（厚生年金保険の被保険者）に、60歳未満の被扶養配偶者（第3号被保険者）がいる場合、被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きをご自身で行ったうえで、国民年金保険料を納める必要があります。ただし、従業員が老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合、被扶養配偶者の第3号被保険者の資格は継続しますので、切り替えは不要です。

第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所で行うことができます。なお、マイナポータルからの電子申請も可能です。

65歳に到達する従業員に対して、上記のとおり制度・手続きの周知をお願いします。

<参考>従業員が65歳に到達した時点の受給資格に応じて、60歳未満の被扶養配偶者が行う手続き

従業員（厚生年金保険の被保険者）の受給資格	被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き
老齢基礎年金の受給資格を満たしている	お住まいの市区町村役場の窓口またはお近くの年金事務所で、第1号被保険者への切り替えの手続きを行ってください。
老齢基礎年金の受給資格を満たしていない	手続き不要（第3号被保険者の資格は継続）



日本年金機構からのお知らせ

ご案内 年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます

外国人のお客様が年金事務所の窓口や、ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする際は、**通訳オペレーターを介した電話による多言語通訳サービスが利用できます**。外国人の従業員の皆さまが、母国語で年金相談をしたい場合に利用できます。

<利用できる言語>

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語

<利用できる時間>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
英語※ ¹	8：30～ <u>19：00</u> ※ ³	8：30～17：15				(第2土曜日 のみ) <u>9：30～</u> <u>16：00</u>
英語以外※ ²	8：30～17：15				利用でき ません	

※1：第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※2：土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※3：月曜日が祝日の場合、週の第1営業日は19:00まで利用できます。

ご案内 年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**曜日に関係なく予約**できます。
 - 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約忘れを防止**できます。
 - もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。
- 詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々開所日から予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談

検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00～23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_Kikou



協会けんぽ 2024（令和6）年度決算のお知らせ

2024年度の決算の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

2024年度決算について
詳しくはこちら▶▶▶



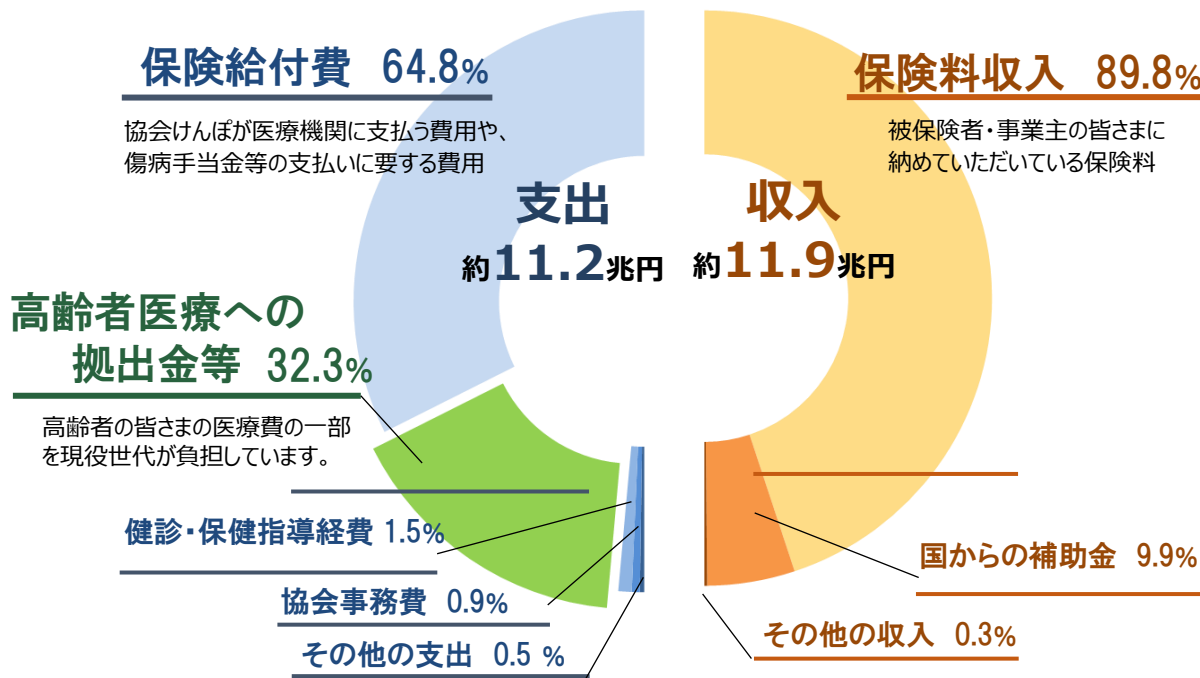
2024年度決算

| 医療分（単位：億円）

収入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)
支出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)
単年度収支差		6,586	(+1,923)

※（ ）内は、対前年度増減

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
- ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
- ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

協会けんぽ 令和6年度における 千葉支部の主な取組

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまへの医療費・現金給付の支払や健康の維持・増進に向けた取組を行っております。令和6年度における各種取組の一部をご紹介します。

良質な サービスの提供・ 基本的役割の徹底

マイナ保険証への 円滑な移行・利用促進

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。移行に向けては、加入者の皆さまに安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、正確なデータ登録の推進に加えて、マイナ保険証の安全性・利便性について周知広報を行いました。また、加入者資格を簡易的に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、すべての加入者に「資格情報のお知らせ」をお送りしました。

給付金の支払い・加入者サービスの向上

傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、生活保障の性格を有することから、申請書類の受付から支払までを10営業日以内とする目標設定（サービススタンダード）を徹底してお支払いしています。令和6年度は、多能化及び自動審査率の向上により、昨年度に引き続きサービススタンダード100%を達成することができました。また、加入者からの制度や手続き等に対する利便性の向上を図るため、ホームページにチャットボットの導入や、お電話いただいた際の自動音声案内の導入を行いました。

レセプト点検の精度向上

レセプト（診療報酬明細書）は医療機関より社会保険診療報酬支払基金の内容審査を経て保険者（協会けんぽ）へ提出されます。協会けんぽでは、「レセプト内容点検行動計画」を策定し、効果的かつ効率的なレセプトの点検を実施し、査定率の向上に努めました。



健診・特定保健指導・重症化予防対策

加入者の方々の生活習慣病の早期発見のため、健診（生活習慣病予防健診・特定健康診査）を実施しています。また、健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に対する保健師等による特定保健指導（生活習慣の見直しに向けた取組のサポート）や、医療機関への治療が必要な方に対して受診を勧めるご案内を行っています。令和6年度は、生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢について、これまでの「40歳・50歳」に加えて「45歳・55歳・60歳・65歳・70歳」も対象とし、加入者の方々の受診機会の拡大を図りました。また、健康リスク保有率の高い業態である運輸業の関係団体（千葉県バス協会、千葉県トラック協会、千葉県タクシー協会）と連携し、会員事業所への健診・特定保健指導等に関する受診勧奨を行いました。



コラボヘルスの推進

事業所と協会けんぽが一体となって健康づくりに取組むコラボヘルスの一つとして健康宣言事業を行っています。健康宣言とは、事業所として従業員の健康管理に積極的に取組むことを宣言し、健診の受診や禁煙の促進などの取組を協会けんぽと連携して実践していくものです。令和6年度につきましては、健康宣言事業所数の拡大のため、各種広報や商工会議所・パートナー企業（生命保険会社等）と連携して健康経営セミナーを開催したほか、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充を図るため、事業所カルテ（事業所の健康・医療データ）の提供や、健康づくりに関する出張セミナー、無料の歯科健診、禁煙啓発ポスターの配布等を実施いたしました。



健康宣言については
こちら



健康づくりサポート・ 医療費適正化



ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の皆さまの医療費の自己負担の軽減や保険料負担の軽減のために、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連携を図り、オール千葉体制で地域全体で協力し、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。令和6年度につきましては、電車の中吊りやWeb広告等により周知広報に努めたほか、調剤薬局に向けてジェネリック医薬品使用割合通知を送付し、使用促進の働きかけを実施しました。これにより、ジェネリック医薬品使用割合は88.9%（前年度より+5.1ポイント）となりました。

今後とも、加入者の皆さまの
健康を守るための取組を
推進してまいります。
引き続きどうぞよろしく
お願いいたします。



冬山の家開設

千葉県社会保険協会からのお知らせ

ホワイトハウス マスエン

新潟県 石打丸山スキー場

豊富な天然雪、魚沼平野と越後の山々を望む絶景、雪国ならではの食文化など、伝統を守りつつも、最新鋭のコンビリフト「サンライズエクスプレス」をはじめとした、雪山初心者のお客様でも安心して滞在できる設備を導入しており、時代のニーズに合わせて伝統と現代の快適さを融合している魅力的なスキー場です。



と　こ　ろ

〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626 ☎025-783-2440(FAXも同番号)

開　設　期　間

令和7年12月26日(金)～令和8年3月31日(火)

※初日については変更の場合があります。

契約利用料金および助成について

宿泊料金 1人1泊2食付き(サービス料金・税込み) ※今年度より料金改定

※利用対象者(小学生以上)は、

右記料金より**1人1泊につき****1,000円を助成**いたします。

※料金は、ご利用の際に、宿泊施設に直接お支払ください。



宿 泊 日	1 室 の 宿 泊 人 数	宿 泊 料 金
平 日	1名様	¥ 12,000
	2名様	¥ 10,000
	3名様以上	¥ 9,000
休前日及び12/29～1/3	1名様	¥ 13,000
	2名様	¥ 11,500
	3名様以上	¥ 10,000
シニア(60歳以上)	上記料金より ¥ 500引き	
中 学 生	上記料金より ¥ 1,000引き	
小 学 生	上記料金より ¥ 2,000引き	
幼児(3歳～就学前)	上記料金より ¥ 3,000引き	
乳幼児(3歳未満)	¥ 2,500(食事なし)	
※幼児まで人数にカウントする。 ※平日(日・金・休日を除く)の連泊は 2泊目より¥500引き ※年末・年始および連休の単泊は ¥500増し		

予 約 受 付

令和7年10月1日(水) より受付開始

利 用 対 象 者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

利 用 申 込

- ①施設に直接、電話にて予約してください。※
- ②当協会HPの会員専用ページで「宿泊補助券申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会へFAXもしくはご郵送ください。 **FAX 043-233-3973**
(郵送の場合) 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会
- ③受付後、「宿泊補助券」(ハガキ)を送付しますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。

※インターネット予約については、助成対象外となりますのでご注意ください。



千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和7年度

事務講習会

**参加
無料※**

※ 非会員事業所は、1名につき2,000円をご負担いただきます。

千葉会場

市川会場

日時

12/1 (月) ・ **12/3** (水)

会場

千葉会場

ペリエホール

千葉市中央区新千葉1-1-1
(JR千葉駅直結)

市川会場

山崎製パン企業年金基金会館

市川市市川1-3-14
(JR市川駅より徒歩2分)

定員

各会場 80名

次頁申込書でFAXにてお申込ください

第1部 13:30~15:00**「社会保険事務の基本+α」**

講師：平塚 恵美

(NPO法人オハヨウ 特定社会保険労務士)

- ・社会保険事務の基本
(厚生年金保険・健康保険)
- ・手続き how-to
- ・こんな場合はどうする？

など

**第2部 15:10~16:30****「年金制度改正のポイント」**

講師：高橋 伸明

(NPO法人オハヨウ副理事長 特定社会保険労務士)

- ・2026年4月施行予定の
年金制度改正法に関して
暮らしに影響するポイント

など

**講習会開催にあたっての注意事項**

- ・お申込は、1事業所につき1会場のみで2名様までとさせていただきます。※**会員事業所優先**
- ・定員になり次第、申込受付を終了させていただきます。
- ・また、最小開催人数(各会場20名)に満たなかった場合は、開催を中止させていただきます。
- ・ご参加が決定となった申込者様へ、令和7年11月15日までに、受講票および講習会開催通知書を送付いたします。
- ・講習会当日、ご参加の皆様は、送付された**受講票を必ずお持ちください。**

千葉県社会保険協会からのお知らせ

FAX 043-233-3973

お問い合わせ・お申込み先

主 催

一般財団法人 千葉県社会保険協会

TEL 043-233-3971 (受付時間 平日9:00~17:00)

WEB

<https://shaho-chiba.jp>

千葉県社会保険協会

検 索



講習会 参加申込書

事業所記号

事業所番号

(必須)
ふりがな
事業所名(必須)
事業所所在地

〒 —

(必須)
連絡先 TEL

()

(必須)
第1希望会場
千葉 ・ 市川
どちらか1つに○をつけてください第2希望会場
千葉 ・ 市川
どちらか1つに○をつけてください

(必須) 参加者氏名※2名まで

ふりがな
氏 名ふりがな
氏 名アンケートにご協力ください。※□に✓を付けてください。
当講習会への参加を決めた理由はなんですか？☐ 社会保険事務について学びたい☐ 年金制度改正法について学びたい

今後開催してほしい講習会のテーマはありますか？

☐ 社会保険事務に関するもの
☐ お金の教養に関するもの☐ シニアライフプラン
☐ 健康づくり☐ ビジネスマナー
☐ 趣味に関するもの☐ その他
()

千葉県社会保険協会からのお知らせ

会員情報提供のお願い

会員情報に変更はありますか？



移転した

電話番号が変わる

社名が変わった

…など



会員事業所様の情報につきまして、変更がある場合、下記様式によりFAX(043-233-3973)にて当協会までご連絡ください。
もしくは、**右の二次元コードより、Webにて届出が可能**です。→



FAX
043-233-3973

会員情報変更届

※協会記入欄(ご記入の必要はありません)

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数			